兵庫県ＰＴＡ協議会「小・中学生総合保障制度」GIGA スクール端末専用

タブレット総合補償プランのご案内

（動産総合保険のご案内）

会員各位

平素より、県 PTA 協議会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて GIGA スクール本格導入により、児童生徒に対して電子機器（タブレット端末）の貸与が始まりました。タブレット端末の取扱いにつきましては、学校からの指導に基づき十分に注意をされている事とは思いますが、万一タブレット端末を破損、故障させてしまった場合や、盗難に遭ってしまった場合には、事故の発生場所や状況、管理方法によっては高額な修理費用、並びに買替費用を各家庭で負担しなければならない場合も出てきております。

そのような万が一の場合に備えて、タブレット総合補償プランへのご加入をお勧めいたします。

兵庫県 PTA 協議会
会長　立助 秀昭

ポイント❶ 毎月の掛金のご負担は**わずか約150円!!**

ポイント❷ 破損だけでなく、**盗難や故障まで補償!!**

ポイント❸ タブレットの買替や修理の際には、**最高5万円まで補償!!**
さらに修理業者へ配送するための**宅配便費用も3万円まで補償!!**（修理付帯費用）

お申込みは簡単です！郵便振替用紙に必要事項を記入して掛金を振り込めば完了です！

振込締切日	補償開始日 ※1	一時払い掛金（ご負担いただく金額） ※2
7月26日(月)までにお振込みされた方	8月1日（午前0時）	1,200円
7月27日(火)～8月26日(木)にお振込みされた方	9月1日（午前0時）	1,060円
8月27日(金)～9月24日(金)にお振込みされた方	10月1日（午前0時）	930円

※1 補償期間についてのご注意
補償開始日は、8月・9月・10月のそれぞれ1日(午前0時)から始まりますが、補償期間は2022年4月1日(午後4時)で終了いたします。保険期間に応じて一時払い掛金が異なります。

※2 一時払い掛金には、制度運営費130円を含んでおります。制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続費用等）に充当するための費用です。

お問合せ先

〈取扱代理店〉
株式会社ベストインシュアランス
GIGA スクール用端末補償係
〒650-0034 神戸市中央区京町 75-1 京町栄光ビル
電話番号（代表）：078-332-7171
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
神戸支店法人第一支社
〒650-0023
兵庫県神戸市中央区栄町通 3-3-17
損保ジャパン神戸ビル6階

●指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
〔ナビダイヤル〕 0570-022808（通話料有料）
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

1．ご加入時における注意事項

●ご加入の際は、払込取扱票の記載内容に間違いがないかご確認ください。加入者の方には、ご加入の際、告知事項について、事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
〈告知事項〉貸与タブレットを使用するお子さま名
ご加入の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
●加入者証は発行しませんので、郵便振替用紙（払込取扱票）の右半券（振替払込請求書兼受領証）を保管ください。
●本保険はクーリングオフ対象外です。

（ご注意）
・この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。
また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付きＡＴＭでもご利用いただけます。
・この用紙をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・払込みの際、法令等に基づき、ご依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
・この用紙による払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
・この用紙の通信欄・ご依頼人に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

収入印紙
課税相当額以上
貼　付

印

2．ご加入後における注意事項

(1)ご加入後、通知事項が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
〈通知事項〉貸与タブレットの交換
(2)通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ、ご通知ください。
(3)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3．その他ご注意いただきたいこと

●取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した自己による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4．個人情報の取扱いについて

保険契約者は本契約に関する個人情報を、小・中学校および市町教育委員会、損保ジャパンに提供します。
損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等 損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

貸与タブレットの主な事故事例について

①誤って落としてしまい、液晶画面にひびが入ってしまった。
➡修理代 42,480円＋修理業者への配送料 2,720円(往復) **45,200円**

②自宅の机で使用中に飲み物をこぼしてしまい、濡れて動かなくなった。
➡修理代 29,000円＋パソコン送料 2,720円(往復) **31,720円**

③突然タブレットの電源が立ち上がらなくなった。(故障)
➡原因調査費用 7,700円＋修理費用 19,900円＋パソコン送料 2,720円(往復) **30,320円**

※これらは事例であり、実際の事故によって費用の金額は異なります。また、お支払いする保険金額も実際の事故によって異なります。

1. 補償内容について

貸与タブレットが、下記記載の事由により壊れた場合や故障した場合、補償の対象となります。

火災・落雷 破裂・爆発	風災・水災	破損等	故障	盗難
○	○	○	○	○

《保険金をお支払いできない主な場合》
- 故意・重大な過失による破損(例：ふざけて振り回していたら壁にぶつけて破損してしまった　等)
- 紛失・置き忘れ　　・経年劣化によるもの
- 日常的な利用で摩耗、劣化した消耗品の代替え　など

2. 保険金額について(一台当たりの補償金額)

【修理または買換費用】 **5万円を限度に補償されます。**

①タブレット修理または買替費用 5万円　②修理付帯費用保険金 3万円　(①の保険金額とは別枠でお支払い)

※但し、バッテリー劣化による交換は補償の対象外ですのでご注意ください。
※修理付帯費用保険金に関する追加特約条項セット：修理時のメーカーへの配送費用や、故障原因等の調査費用、買い替え時の旧機器廃棄費用等に係る費用は3万円まで補償されます。
※修理ができず、交換となった場合、保険は終了となり、新たにご加入頂く必要がございます。

3. 事故が発生した場合

貸与タブレットが破損、故障してしまった場合、所属する学校に保険に加入している旨をお伝えいただいた上で、必ず取扱代理店へもご連絡ください。
遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. 加入者証について

本保険にご加入後、加入者証は発行しませんので、郵便振替用紙(払込取扱票)の右半券(振替払込請求書兼受領証)を必ず保管いただきますようお願いします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である兵庫県PTA協議会の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、ご契約者までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は動産総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。
■保険契約者：兵庫県PTA協議会
■被保険者：市町教育委員会
■加入対象者：児童・生徒の保護者
■保険期間：2021年8月1日午前0時から2022年4月1日午後4時まで
■引受条件(保険金額等)、掛金、掛金払込方法等：引受条件(保険金額等)、掛金、掛金払込方法等は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●お手続・お支払方法：掛金は、本パンフレット一体の振込用紙をご利用いただき、振込用紙の下段に必要事項をご記入のうえ、GIGAスクール用端末補償係までお支払いください。振込手数料はご依頼人(保護者)負担となります。
●中途脱退：本保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店ベストインシュアランスまでご連絡ください。
■満期返れい金・契約者配当金：本保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償内容

保険金をお支払いする主な場合

保険の目的であるタブレット端末等について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、機械故障による損害が生じた場合、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。
【損害保険金】損害保険金＝損害額(保険金額を限度)
【残存物取片付け費用保険金】残存物取片付け費用保険金(清掃費用等の後片付け費用)として、損害保険金の10%を限度に残存物取片付け費用の実費をお支払いします。
【修理付帯費用保険金】保険の目的であるタブレット端末に損害生じた結果、発生した原因調査費用や修理時に負担する配送料および梱包代、保険の目的が全損となった場合の廃棄費用をお支払いします。ただし、保険の目的1つにつき、3万円を限度にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害
②保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
③地震・噴火・これらによる津波、水災による損害
④保険の対象の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害
⑤使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
⑥詐欺または横領による損害
⑦保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
⑧保険の対象の平常の使用または管理によって通常生じ得る外観上の損傷または汚損で、その保険の対象の機能 の喪失または低下を伴わない損害
⑨情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害　　など

郵便振替用紙

以下の記入例を参考のうえ記入し、切り取り線に沿って切り離してください。

〈記入例〉

払込取扱票

00 大阪
口座記号番号 00990-1-332647　金額 ¥1200
加入者名 GIGAスクール用端末補償係
タブレット総合補償プラン加入依頼書
〒650－0000　住所 神戸市中央区 X-10-10
保護者(払込人) (フリガナ) ソンポ タロウ　氏名 損保 太郎
お子さま (フリガナ) ソンポ コタロウ　氏名 損保 小太郎
学校名 ○○ 山本 1年 2組
TEL 携帯電話 090－0000－0000　自宅 078X－000－0000
e-mail abcdefgh @ xxx.co.jp

振替払込請求書兼受領証
口座記号番号 00990-1 332647
加入者名 GIGAスクール用端末補償係
金額 ¥1200
ご依頼人 損保 太郎 様

払込取扱票

00 大阪
口座記号番号 00990-1-332647
金額 千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名 GIGAスクール用端末補償係
料金　備考
タブレット総合補償プラン加入依頼書
ご依頼人・通信欄
保護者(払込人) ※〒　－　住所
※(フリガナ)　氏名
※学校名 市立・町立 小学校・中学校 年 組
お子さま ※(フリガナ)　氏名
TEL ※携帯電話 －　－　自宅 －　－
e-mail ※ @
日附印
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号大第46274号)
これより下部には何も記入しないでください。
各票の※印欄は、ご依頼人様において記入してください。
切り取らないでお出しください。
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

振替払込請求書兼受領証
口座記号番号 00990-1 332647
加入者名 GIGAスクール用端末補償係
金額 千 百 十 万 千 百 十 円
ご依頼人 おなまえ 様
料金 (消費税込み) 円
日附印
備考
この受領証は、大切に保管してください。